

議案第35号

多可町健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

多可町健康福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町健康福祉センター条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町健康福祉センター条例（平成17年多可町条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

健康福祉センター「アスパル」使用料

アリーナ棟	1時間につき	
営利目的外	全面	2,200円
	半面	1,100円
	1／4面	550円
営利目的	全面	11,000円
	半面	5,500円
	1／4面	2,750円
トレーニングルーム	1人1回	110円
ランニングデッキ	1人1回	110円
健康福祉棟	1時間につき	
会議室2		660円
会議室3		
研修室		1,100円
調理室		1,540円

備考

（アスパル共通）

- 1 1時間未満の使用時間があるときは、これを1時間として取り扱うものとする。
- 2 町外居住者（法人その他の団体にあっては、その所在地が町外であるもの）が利用するときの使用料の額は、当該使用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 3 冷暖房を使用する場合の使用料は、当該使用料の額に100分の150を乗じて得た

額とする。

- 4 当該使用料の額に率を乗じて得た額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(アリーナ棟)

- 5 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者及びこれと同等の障害のある者をいう。）及び高齢者（65歳以上）は、無料とする。
- 6 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合は、使用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、入場料総額の1割に相当する額が加算後の額を超える場合は、入場料総額の1割に相当する額（入場料総額の1割に相当する額が550,000円を超える場合は550,000円）とする。
- 7 回数券1冊（12枚つづり）の額は、1,100円とする。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

多可町健康福祉センター条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第6条関係） 健康福祉センター「アスパレ」使用料			別表（第6条関係） 健康福祉センター「アスパレ」使用料		
アリーナ棟	1時間につき		アリーナ棟	1時間につき	
営利目的外	全面	1,100円	営利目的外	全面	2,200円
	半面	550円		半面	1,100円
	1／4面	270円		1／4面	550円
営利目的	全面	5,500円	営利目的	全面	11,000円
	半面	2,750円		半面	5,500円
	1／4面	1,370円		1／4面	2,750円
トレーニングルーム	1人1回	110円	トレーニングルーム	1人1回	110円
ランニングデッキ	1人1回	110円	ランニングデッキ	1人1回	110円
健康福祉棟	1時間につき		健康福祉棟	1時間につき	
会議室1 会議室2 会議室3 会議室4		330円	会議室2 会議室3		660円
研修室		550円	研修室		1,100円
調理室		770円	調理室		1,540円

現 行	改 正
備考	備考
<u>1</u> 1時間未満の使用時間があるときは、これを1時間として取り扱うものとする。 <u>2</u> 冷暖房を使用する場合の使用料は、当該使用料の額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額とする。 <u>3</u> <u>前号の規定に基づき、当該使用料の額に率を乗じて得た額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。</u> (アスパル共通) <u>4</u> 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者及びこれと同等の障害のある者をいう。）及び高齢者（65歳以上）は、無料とする。 (アリーナ棟) <u>5</u> 個人が共同で使用する場合は、1人1回1時間につき110円とする。 <u>6</u> 施設を2分の1以下に分割して使用する場合は、使用料の半額とする。 <u>7</u> 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合は、使用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、入場料総額の1割に相当する額が加算後の額を超える場合は、入場料総額の1割に相当する額（入場料総額の1割に相当する額が550,000円を超える場合は550,000円）とする。 <u>8</u> 回数券1冊（12枚つづり）の額は、1,100円とする。	(アスパル共通) <u>1</u> 1時間未満の使用時間があるときは、これを1時間として取り扱うものとする。 <u>2</u> <u>町外居住者（法人その他の団体にあっては、その所在地が町外であるもの）が利用するときの使用料の額は、当該使用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。</u> <u>3</u> 冷暖房を使用する場合の使用料は、当該使用料の額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額とする。 <u>4</u> _____当該使用料の額に率を乗じて得た額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。 (アリーナ棟) <u>5</u> 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者及びこれと同等の障害のある者をいう。）及び高齢者（65歳以上）は、無料とする。 <u>6</u> 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合は、使用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、入場料総額の1割に相当する額が加算後の額を超える場合は、入場料総額の1割に相当する額（入場料総額の1割に相当する額が550,000円を超える場合は550,000円）とする。 <u>7</u> 回数券1冊（12枚つづり）の額は、1,100円とする。